

# 行政資料 pickup!



## 2026年度診療報酬改定答申よりかかりつけ薬剤師について

中央社会保険医療協議会（中医協）は2月13日、2026年度診療報酬改定について厚生労働大臣に答申しました。これにより、個別改定項目（いわゆる短冊）の具体的な点数が明らかになりました。その中から、かかりつけ薬剤師の評価についての内容をご紹介します。



- ◆ かかりつけ薬剤師指導料・かかりつけ薬剤師包括管理料を廃止
- ◆ 服薬管理指導料に、かかりつけ薬剤師が服薬指導した場合の評価を設定
- ◆ かかりつけ薬剤師に係る施設基準を見直し
- ◆ 服薬管理指導料において、かかりつけ薬剤師が継続的服薬指導や患家を訪問しての残薬対策を実施した場合の評価を新設

### 現行

#### 【服薬管理指導料】

- 1 原則3月以内に再度処方箋を持参した患者に対して行った場合 45点
- 2 1の患者以外の患者に対して行った場合 59点
- 3～4 (略)



### 改定案

#### 【服薬管理指導料】

- 1 原則3月以内に再度処方箋を持参した患者に対して行った場合
  - イ かかりつけ薬剤師が行った場合 45点
  - ロ イ以外の場合 45点
- 2 1の患者以外の患者に対して行った場合
  - イ かかりつけ薬剤師が行った場合 59点
  - ロ イ以外の場合 59点
- 3～4 (略)

#### 【主な算定要件】

- ・ 1のイについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、**あらかじめ地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、手帳を提示した患者(継続的・一元的に服薬管理しているものに限る)**に対して、患者又はその家族等の同意を得て、かかりつけ薬剤師が必要な指導等を行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。なお、特別調剤基本料Bに該当する薬局においては、算定できない。
- ・ 1の患者であって**手帳を提示しないもの**に対して、必要な指導等を行った場合は、**2により算定**する。

#### 【施設基準（通知）】

1. かかりつけ薬剤師として必要な指導等を行う保険薬剤師は、次の要件を全て満たすこと。
  - (1) 次に掲げる勤務経験等を有していること。
    - ア 届出時点において、**保険薬剤師として3年以上の保険薬局勤務経験**がある。なお、保険医療機関の薬剤師としての勤務経験を1年以上有する場合、1年を上限として保険薬剤師としての勤務経験の期間に含めることができる。
    - イ 当該保険薬局に**週31時間以上勤務**している。(時短勤務の場合は週24時間以上かつ週4日以上)
    - ウ 届出時点において、**当該保険薬局に継続して6か月以上在籍**している。なお、産前産後休業、育児休業又は介護休業から復職する場合(復職後の勤務薬局が休業の直前の勤務薬局と同一である場合に限る)は、休業前の在籍期間を合算することができる。
  - (2) 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の**研修認定を取得**していること。
  - (3) 医療に係る**地域活動の取組に参画**していること。
2. 届出時点において、次のいずれの要件も満たしていること。
  - (1) 1.の要件を全て満たす保険薬剤師(派遣労働者であるものを含み、休職中のものを除く)を配置していること。
  - (2) 次の**いずれかに該当**すること。
    - ア 当該保険薬局に勤務する常勤の保険薬剤師について、当該保険薬局の在籍期間(産前産後休業、育児休業、介護休業から復職した薬剤師の休業前の在籍期間を含む)が**平均して1年以上**であること。
    - イ 当該保険薬局の**管理薬剤師が当該保険薬局に継続して3年以上在籍**していること。
  - (3) 薬学的管理等の内容が他の患者に漏れ聞こえる場合があることを踏まえ、患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないよう**パーティション等で区切られた独立したカウンターを有する**など、**患者のプライバシーに配慮**していること。

### (新)かかりつけ薬剤師フォローアップ加算

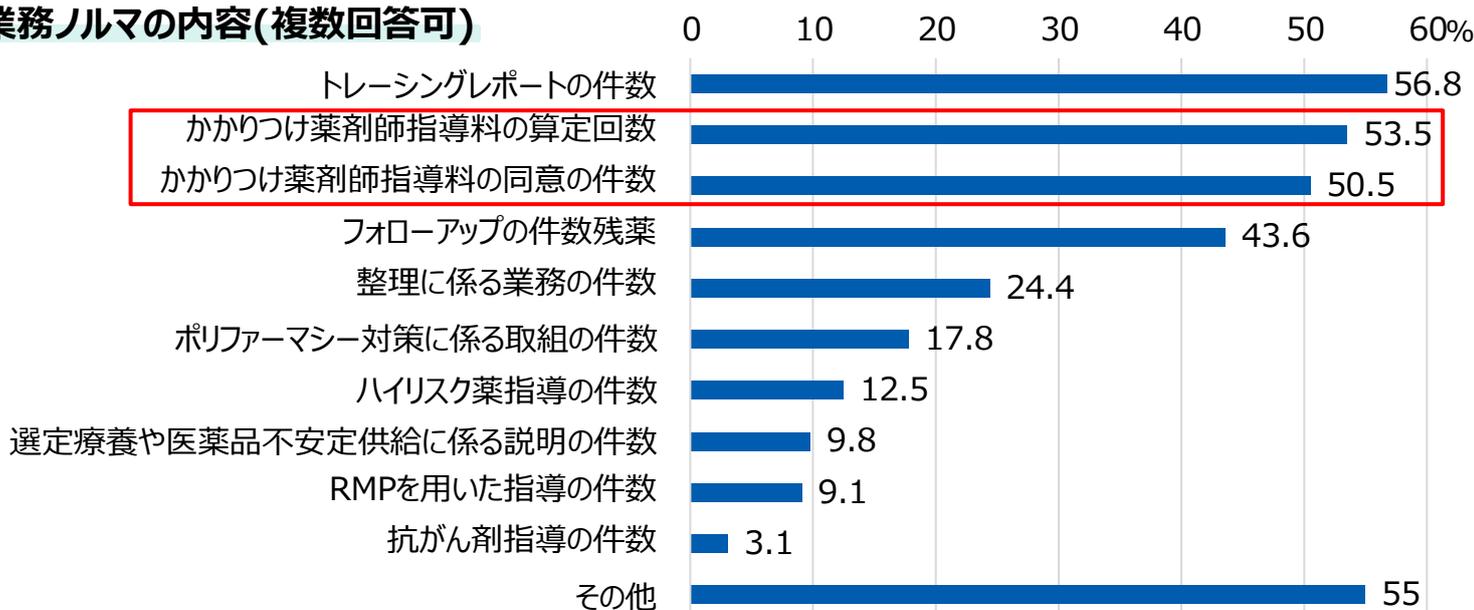
点数	50点（3か月に1回に限り）
対象患者	服薬管理指導料 1 のイ、2 のイを算定している患者
事前算定点数	外来服薬支援料 1、服用薬剤調整支援料 1・2、調剤管理料の調剤時残薬調整加算、薬学的有害事象等防止加算
算定要件	患者・家族の求めに応じて、前回の調剤後、当該患者が再度処方箋を持参するまでの間に、かかりつけ薬剤師が電話等により、服薬状況、残薬状況等の継続的な確認及び必要な指導等を個別に実施する
算定タイミング	次回処方箋受付時
算定対象外	調剤後薬剤管理指導料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費の八、介護予防居宅療養管理指導費の八を算定している患者については、算定しない

### (新)かかりつけ薬剤師訪問加算

点数	230点（6か月に1回に限り）
対象患者	服薬管理指導料 1 のイ、2 のイを算定している患者
算定要件	患者・家族等の求めに応じて、かかりつけ薬剤師が患家に訪問して、残薬の整理、服用薬の管理方法の指導等を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合
算定対象外	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外来服薬支援料 1、施設連携加算、在宅患者訪問薬剤管理指導料、服薬情報等提供料、居宅療養管理指導費の八、介護予防居宅療養管理指導費の八を算定している患者については、算定しない。</li><li>・ 特別調剤基本料Aを算定している薬局が、感染対策向上加算の届出をしている医療機関へ情報提供を行った場合は算定しない。</li></ul>

今回の見直しの背景には、かかりつけ薬剤師指導料の算定回数のノルマ化や、薬剤師からの定型的な打診が問題視されていることがあります。改定をきっかけに、患者さん自身がかかりつけ薬剤師を選ぶという、本来あるべき姿に変わっていくことが求められています。

### 業務ノルマの内容(複数回答可)



出典：令和7年度薬局および医療機関における薬剤師の業務実態調査（薬剤師票）

個別改定項目について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655176.pdf>

調剤報酬点数表(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655180.pdf>

調剤について(その2)(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001600992.pdf>

を加工して作成

本資料は、2026年2月13日時点の情報に基づき、編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

発行：T'sファーマ株式会社 マーケティング統括部